

普通預金（照合表口）規定

普通預金（照合表口）規定

1. 取扱店

預金の預入れはこの預金口座の開設店でのみ取扱います。預金の払戻しはこの預金口座の開設店のほか、当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。

2. お取引照合表の発行および保管

- (1) この預金については、通帳を発行しません。
- (2) この預金の取引明細は、当行が作成する「普通預金お取引照合表」に記載して交付しますので、別に交付した「普通預金（照合表口）取引明細帳」にとじ込んで保管してください。

3. 証券類の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、証券類の受入れは口座開設店に限ります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務は負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. 振込金の受入

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、預金口座の状態などで、振込金を受入れない場合があります。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、普通預金お取引照合表の所定の欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は受入店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、発行済の「普通預金（照合表口）取引明細帳」を持参のうえ当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (4) 当行所定の時限以降に普通預金口座に受入れた資金は、入金日における各種料金等の自動支払には充当しません。

7. 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでの残高から除きます。）1,000円以上については付利単位を1円として、毎月2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの金額に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて

変更します。

8. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. 譲渡、質入等の禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および普通預金お取引照合表は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、発行済の「普通預金（照合表口）取引明細帳」を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとし。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとし。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および「普通預金等共通規定」第6条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ 「普通預金等共通規定」第6条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとし。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとし。
- (4) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合にば発行済の「普通預金（照合表口）取引明細帳」と届出の印章を持参のうえ当行国内本支店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. 普通預金等共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「普通預金等共通規定」が適用されるものとします。

以上

(2019年10月1日現在)